

京都市西京区桂坂もみのき第1地区建築協定

建築協定区域	運営委員会連絡先
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目の一部	電話 075－ －

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

第1条 この協定は、建築基準法及び京都市建築協定条例の規定に基づき、第6条に定める区域内（以下「協定区域」という。）における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備に関する基準について協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

■ 建築物の敷地

第7条 建築物の敷地等は次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の敷地面積は、110平方メートル以上でなければならない。
- (2) 敷地の地盤面の変更又は擁壁の除去、積み替え若しくは増し積みをしてはならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合はこの限りでない。
 - イ 本協定認可時の現況地盤面からの高さが0.5メートル以下の切土及び盛土。
 - ロ 車両又は人の出入口の新設若しくは拡幅に伴う切土、盛土及び擁壁の除去若しくは積み替えで、第17条に定める委員会（以下「委員会」という。）が環境上支障ないと認めるもの。

■ 建築物の位置等

第8条 建築物の位置等は、次の各号の定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の外壁仕上面（これに代わる柱等の仕上面を含む。以下同じ。）の道路境界線からの後退距離は、1.2メートル以上とする。ただし、自動車車庫の用途に供するものについてはこの限りでない。
- (2) 建築物の外壁仕上面の隣地（水路を含む。以下同じ。）境界線からの後退距離は、0.7メートル以上とする。ただし、物置その他これらに類する用途に供し、高さ2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が7平方メートル以下である建築物及び自動車車庫の用途に供する建築物については、この限りでない。

■ 建築物の用途、形態等

第9条 建築物の用途、形態等は次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 次のイからホに掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
 - イ 1戸建て専用住宅
 - ロ 建築基準法施行令第130条の3各号に定める兼用住宅
 - ハ 診療所（獣医院を除く。）
 - ニ 集会所（当該地区住民の町内会等の活動の用に供するものに限る。）
 - ホ 前各号に付属する建築物で委員会の承認を受けたもの。
- (2) 屋根及び外壁の形式、使用する材料及び色は、下表に定める基準によるものとする。ただし、付属建築物については色についてのみ、この基準によるものとする。

	屋 根	外 壁
形式	切妻、寄棟、入母屋、方形	大壁、真壁
材料	和瓦（棧瓦、平瓦）、化粧無石綿スレート平板、銅板、金属板（折板型を除く。）	リシン掻落し、色モルタル掻落し、タイル、吹付タイル、スタッコ、サイディングボード等
色	黒色系統、灰色系統、茶系統、緑青色（銅版に限る） すべてつや消し	灰色系統、薄茶系統、白系統 すべてつや消し

(3) 屋根の上に太陽光発電装置（太陽熱温水器を含む。）を設置する場合は、次のイ及びロに定める基準に適合しなければならない。

イ 屋根材と一体に見えるもので、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。ただし、道路、公園等の公共の用に供する空地から容易に見えない場合は、この限りでない。

ロ 太陽光発電装置の最上部が、建築物の最上部を超えないこと。

■ 広告物

第 10 条 敷地内に看板等の広告物を設置又は掲示してはならない。ただし、屋外広告物法及び京都市屋外広告物等に関する条例に適合し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 建築協定を締結している旨の表示板

(2) 協定区域内の宅地及び住宅の販売に供する一時的なもの

(3) 次に定める基準に適合するもので、委員会が認めたもの

イ 土地の所有者等の自己の用に供するもの

ロ 敷地 1 区画につき看板等の表示面積の合計が 1 平方メートル（診療所にあつては、5 平方メートル）以下のもの

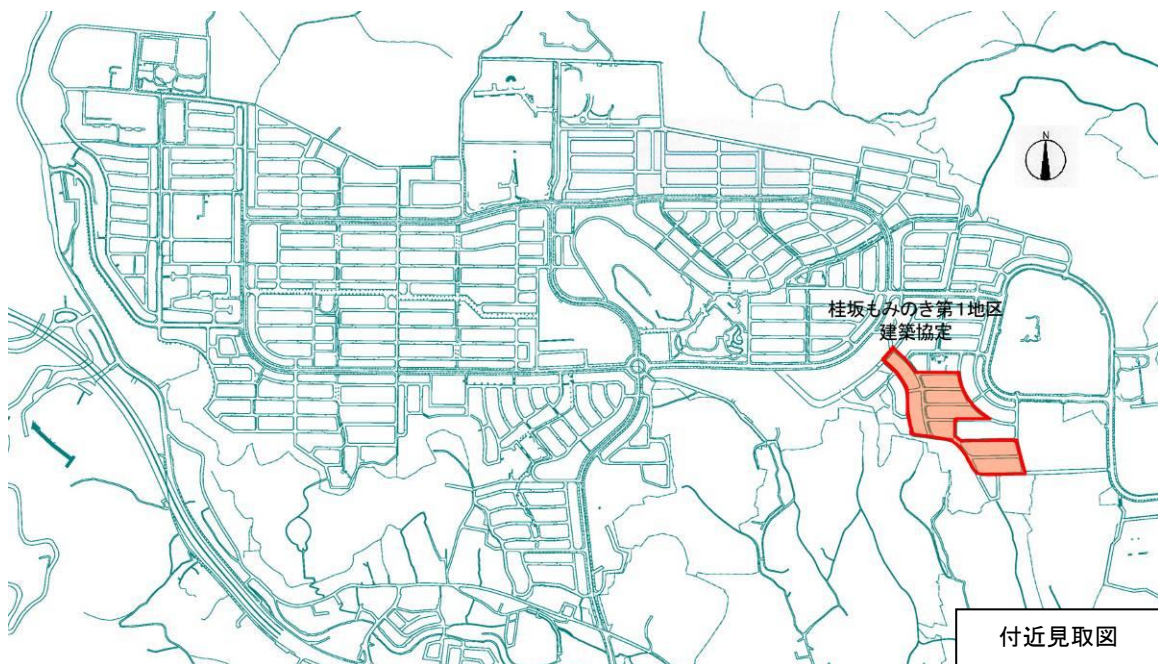
ハ 看板等が敷地境界線から 0.9 メートル以上後退したもの（ただし、診療所の用に供する広告物を除く。）

■ 建築設備等

第 11 条 協定区域において、屋外にテレビアンテナ等を設置してはならない。ただし、衛星放送受信用のパラボナアンテナ等で、最上部が建築物の最上部を超えないもの又は委員会が環境上支障ないと認めるものは、この限りでない。

■ 公共施設等

第 12 条 巡査派出所（交番）、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 4 に定める公益上必要な建築物及び工作物については、第 7 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条に定める規定は適用しない。



京都市西京区桂坂もみのき第1地区建築協定区域図

